

平成29年度定期監査（県立病院局）

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成29年度定期監査

(2) 監査の対象

平成28年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

(3) 監査の実施

6機関について、平成29年5月から同年7月まで実施した。

区 分	本 庁 (課)	出 先 機 関 (病院)	計
県立病院局	1	5	6

(4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費並びに負担金、補助及補助及び交付金を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施するとともに、併せて支出事務については、需用費及び報償費について、債権者（支払いの相手方）に対する外部確認調査を行い、支出に係る会計処理の適正な執行を図るため監査の充実に努めた。

2 監査の結果

(1) 結果の概要

監査を実施した6機関の経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、2機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の4機関においては、指摘事項はなかったものの次のとおり是正又は改善を要する4件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 (法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの)

該当なし

文書注意事項 (指摘事項に至らない事項で、更なる的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの)

4件

(2) 監査結果の報告及び公表並びに講じた措置の通知

区 分	監 査 結 果	措 置 の 通 知
県立病院局	報告：平成29年10月6日 公表：平成29年10月10日	報告：平成30年3月9日 公表：平成30年3月27日

(3) 監査の結果

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
県立病院局		1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策
県立病院課	医業未収金は、県	

	立病院全体で前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療費の未納により生じた未収債権については、「鹿児島県立病院事業未収金対策要領」に基づき、その解消に努めるとともに、発生原因を分析し、発生防止に引き続き努めている。 ・ 各病院における取組としては、入院患者に対して診療費の事前通告を行う等、新規発生の未然防止を図るとともに、回収目標額や具体的な電話催告、戸別訪問の実施方法等を定めた「未収金回収計画」を作成し、その計画に基づき未収金の回収を引き続き行っている。 ・ 平成29年度は、支払能力があるにもかかわらず相当期間納付がなされない悪質な未納者4名について、前年度に引き続き、法的措置として、裁判所に対し、支払督促の申立てを行う予定である。 ・ 事業管理者や各県立病院長等で構成する「経営会議」において、「目標管理システム」により四半期ごとに発生・回収状況の管理を行うなど債権管理の一層の適正化を引き続き図っている。
県民健康プラザ 鹿屋医療センター	医業未収金は、前年度より減少（収入歩合は同率）しているが、依然として多額となっている。	<p>1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで未収金対策会議を開催し、訪問徴収を8月に実施した。 ・ 悪質な未納者に対しては、法的措置（支払督促）を実施することとしている。
大島病院	医業未収金は、前年度より増加（収入歩合は同率）し、多額となっている。	<p>1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医事経営事務補助員を2名配置し、電話督促、文書督促、戸別訪問、納入に関する相談等を随時行った。 ・ 救命救急センターにおいて、夜間・土日、休日に診療費精算を行い、時間外の診療費徴収漏れを防止した。 ・ 医事会計システムに未収金情報を記載し、患者来院時に委託職員と連携を図り、医事経営事務補助員及び会計係担当職員が相談、督促を行うなど回収に努めた。 ・ 住所不明者に対しては、住民票調査を実施した上で、判明した住所地へ文書督促、訪問督促を実施するなど回収に努めた。 ・ 高額未納者、入金の滞っている未納者については、経営課職員、医事経営事務補助員の二人一組で8月と

		<p>12月に夜間訪問督促を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「限度額認定証」の手続きや、「出産一時金」の直接支払制度の指導を随時行い、自己負担額軽減を図ることにより未収金発生防止に努めた。 外国人や旅行者等から要望が多かった診療費のクレジットカード払いについて平成30年度から実施し、未収金の未然防止に努めることとした。
始良病院	行政財産使用料の調定が11か月遅延しているものがある。	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政財産使用料等に係る調定事務を適正に行うため、新たに「収入調定簿」及び「定期調定等チェック表」を作成し、複数人によるチェックを行うこととした。 <p>また、病院相互間で実施する自主検査や県立病院課が実施する会計指導・検査においても適正な事務処理がなされているかのチェックを行うこととした。</p>